

## 一般会計等財務書類に係る注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としています。また、開始後については、原則として取得原価とし、再調達は行わないこととしています。

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち市場価格があるものは、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としています。出資金のうち市場価格がないものは、出資金額をもって貸借対照表価額としています。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしています。

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しています。

##### ②無形固定資産

定額法を採用しています。

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ①徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

##### ②賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合（4/6か月）を乗じた額を計上しています。

##### ③退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

##### ④損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っています。

#### (5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています）。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3か月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち、現金同等物は、短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含まれます。

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ①消費税等の会計処理

税込方式にて処理しています。

##### ②物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じています。

### 2. 重要な会計方針の変更等

#### (1) 会計処理の原則

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」に基づく、財務書類の作成を行っています。

### 3. 重要な後発事象

#### (1) 主要な業務の改廃

特になし

#### (2) 地方財政制度の大幅な改正

特になし

#### (3) 組織・機構の大幅な変更

特になし

#### (4) 重大な災害等の発生

特になし

(5) その他重要な後発事象

特になし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

特になし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

さいたま地裁令和4年(ネ)第3671号

損害賠償請求事件 220万円

(3) その他主要な偶発債務

特になし

5. 追加情報

(1) 対象範囲(対象とする会計名)

①一般会計

②武蔵高萩駅北土地区画整理事業特別会計

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

特になし

(3) 出納整理期間

財務書類の作成基準日は、会計年度末(3月31日)ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています(地方自治法235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」)。

(4) 表示単位未満

表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。

(5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4.5	—

(6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

32,900千円

(7) 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費	0 千円
繰越明許費	1,465,906 千円
事故繰越	0 千円
合計	1,465,906 千円

(8) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

なし

(9) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

なし

(10) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政  
需要額に含まれることが見込まれる金額

14,436,176 千円

(11) 将来負担に関する情報

将来負担額	18,702,295 千円
充当可能財源等	22,742,889 千円
標準財政規模	11,990,399 千円
参入公債費等の額	1,171,991 千円

(12) 自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務  
金額

なし